

綾瀬市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う街頭防犯カメラシステムの設置及び適正な管理運用について必要な事項を定めることにより、街頭で発生する犯罪等を未然に防止するとともに、市民等のプライバシー及びその他の権利利益を保護し、もって安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「街頭防犯カメラシステム」（以下「街頭防犯カメラ」という。）とは、街頭に設置する防犯カメラで映像記録装置を有するものをいう。

(管理責任者等)

第3条 市長は、街頭防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を行うため、街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、防犯主管課の課長をもって充てる。

2 管理責任者を補佐するために、街頭防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(街頭防犯カメラの設置等に係る措置)

第4条 市長は、街頭防犯カメラの設置に際し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 撮影対象区域は、公共の用に供する道路とし、設置目的を達成するために必要な範囲にとどめること。

(2) 街頭防犯カメラ又は設置する構造物等の見やすい場所に、街頭防犯カメラが作動している旨及び連絡先を表示すること。

(映像等の保管管理)

第5条 市長は、街頭防犯カメラに録画された情報（以下「映像」という。）及び映像を複製した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 記録媒体の作成は、次条第1項各号に該当する場合に限り、管理責任者又は管理取扱者が行うこと。

(2) 映像及び記録媒体（次条第1項の規定により提供した記録媒体を除く。）の保

管期間は、撮影日の翌日から起算して14日以内とし、当該期間経過後は速やかに映像の消去及び記録媒体の破砕（記録した情報の消去を含む。）等の処理を行うこと。

- (3) 映像及び記録媒体は適正に保管管理し、不正利用、漏えい及び改ざん等の防止に努めること。

（映像の閲覧及び記録媒体の提供）

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合を除き、記録媒体に収録された映像の閲覧（以下「閲覧」という。）に供し、又は記録媒体の提供をしてはならない。

- (1) 法令等の規定に基づき閲覧に供し、又は提供するとき
- (2) 個人の生命、身体及び財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて閲覧に供し、又は提供するとき

2 市長は、前項の規定により閲覧に供し、又は記録媒体を提供するときは、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 記録媒体を適正に管理すること
- (2) 記録媒体の目的外利用はしないこと
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに記録媒体の返却を行うこと。ただし、前項第1号の規定により記録媒体を提供した場合を除く

3 市長は、閲覧に供し、又は記録媒体を提供したときは、提供内容等について記録の上、保存しておかななければならない。

（個人情報保護）

第7条 管理責任者は、街頭防犯カメラの管理及び運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、その旨を管理取扱者に対し周知徹底しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにこれに基づく命令及び条例、規則等の定めるところによる。

（苦情処理）

第8条 市長は、市民等から街頭防犯カメラに関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(庶務)

第9条 街頭防犯カメラに関する庶務は、防犯主管課が所管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。